

本庄地域定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

本庄市（以下「甲」という。）と神川町（以下「乙」という。）で締結した、本庄地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のように変更する。

第3条第1号イ（ア）中「障害者福祉」を「障害福祉」に改め、同号イ（ア）b（a）中「障害者ニーズ」を「障害児者ニーズ」に改め、同号イ（ア）c（a）中「障害者ニーズ」を「障害児者ニーズ」に改め、同号イ（イ）の次に次のように加える。

（ウ）在宅医療・介護連携の推進

a 取組の内容

圏域の住民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう関係機関と連携し、在宅医療・介護を一体的に提供するために必要な支援を行う。

b 甲の役割

乙及び関係機関と連携し、圏域内における在宅医療・介護連携を推進する取組を行う。

c 乙の役割

甲及び関係機関と連携し、圏域内における在宅医療・介護連携を推進する取組を行う。

（エ）地域密着型サービスの相互利用支援

a 取組の内容

圏域内の要介護者支援の充実を図るため、圏域内にある地域密着型通所介護サービス事業所の利用について甲及び乙の住民が円滑にサービス利用できるよう調整を行う。

b 甲の役割

甲の区域に所在する地域密着型通所介護サービス事業所を乙の住民が円滑にサービス利用できるようにするとともに、取組の調整を図る。

c 乙の役割

乙の区域に所在する地域密着型通所介護サービス事業所を甲の住民が円滑にサービス利用できるようにする。

第3条第1号ウ（イ）a（a）中「図るため、」の次に「観光資源の発掘及び磨き上げ並びに」を加え、同号ウ（イ）b（a）中「連携して、」の次に「観光資源の発掘及び磨き上げを行い、圏域内の」を加え、同号ウ（イ）c（a）中「関係機関」を「甲及び関係機関」に改め、「連携して、」の次に「観光資源の発掘及び磨き上げを行い、圏域内の」を加え、同号中エをオとし、ウの次に次のよう

に加える。

エ 文化

(ア) 文化財の保護・利活用の推進

a 取組の内容

圏域の持つ歴史や文化の魅力向上、発展を図るため、文化財の適切な保護・保存に努め、文化財や展示施設、イベント等の情報の発信の強化を図る。

b 甲の役割

(a) 乙と連携して、圏域の文化財を適切な状態で保護・保存するとともに、圏域内外へ情報を発信し、文化財の積極的な利活用を図る。

(b) 乙と共同で行うイベント等の事業に係る企画立案については、甲が代表して行う。

c 乙の役割

甲と連携して、圏域の文化財を適切な状態で保護・保存するとともに、圏域内外へ情報を発信し、文化財の積極的な利活用を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年1月6日

本庄市本庄3丁目5番3号

甲 本庄市

本庄市長 吉 田 信 解

児玉郡神川町大字植竹909番地

乙 神川町

神川町長 山 崎 正 弘